

「レメルソン特許の衝撃」のその後(2)

去る12月12日、米国連邦最高裁は、大統領選挙のフロリダ州の得票集計を巡り、手作業による票の数え直しを命じた同州最高裁の決定の破棄を言い渡した。「前代未聞」といわれ続けた世紀末の混乱も収束へ向かうこととなった。この裁判大国であるアメリカで、画像処理に関する注目の裁判が進行している。

コグネックス社が、いわゆる“レメルソン特許”は無効で法的拘束力がなく、また同社はこの特許に抵触していないという宣言的判決を求めて提訴

した特許係争である。現在は「事前審理」の段階ではあるが、司法制度の違いがあるため、日本流に言えば、第 回公判という事実審理が精力的に行われている段階である。

小誌2000年2月号では、提訴からこの時点までの状況をインタビューした記事を掲載した。1年が経過し、審理も核心部に差し掛かった現状を、同社・法務上級部長のMichael L. Steir氏に伺った。以下その内容を時系列にまとめてみた。

(取材日：11月13日、聞き手：編集長 分部康平)

1. 審理の経過

(1)2000年3月21日

レメルソン側から出されていた「コグネックスの訴えは無効であり却下すべきだ」とする申し立に対し、判事はコグネックス側には十分な論拠はあるとしてこれを退けた。レメルソン側はこれを受け、コグネックスの訴訟を「インテル・ルーセント」訴訟と一括審理するようにと求めてきた。「インテル・ルーセント」訴訟とは、半導体関連の100以上の会社が起こしている別の訴訟である。コグネックスは、「インテル・ルーセント」のケースとは状況が全く違うということを主張した。つまり、「インテル・ルーセント」はユーザであるけれども、コグネックスは、問題となっている画像処理装置を開発して製造する立場にあるメーカーであるということである。これに対しても裁判所側は、コグネックスの言い分を認めて、レメルソン側の主張を退けた。

次に、レメルソンがとった行動は、「インテル・ルーセント」訴訟が終わるまでは、コグネックスの問題については一時延期しようという裁判の引き延ばしであった。一方、コグネックスの主張はその逆で、マシンビジョンのユーザである「インテル・ルーセント」訴訟よりも、メーカーであるコ



Michael L. Steir氏

グネックスの審理を先に進めるべきで、「インテル・ルーセント」が待つべきだということを主張した。この点についても、コグネックスの訴えが認められ、「インテル・ルーセント」の審理は一時的に延期して、コグネックスの審理を優先することになった。したがって、インテルとかテキサスインスツルメンツとかの半導体関連の大手が名前を連ねる「インテル・ルーセント」訴訟の当事者は、コグネックスの訴訟の行方を非常に大きな関心を払って見ている。

(2)4月の動向

訴訟の手続きにおいては、一連の踏むべき手続きをどういうスケジュールで行うかという調整をしなければならない。レメルソン側の示してきた日程



は、実際の公判の前の準備段階で3、4年かかるという非常に長いプランであった。コグネックス側は、その半分以下の15ヶ月という提示を行い、判事は15ヶ月という審理日程を選択した。この決定に加えてひとつ、戦略的に非常に重要な判断があった（4月13日）。

「権利の不侵害」の要件に関する判断である。これは、どの技術がレメルソンのどのような特許権を侵害しているのかということを確認に示さなければいけないということである。このことは至極当然のこのように思われるが、レメルソン側は、フォードやモトローラ、インテル、ルーセントという企業を相手にした訴訟で、これらの企業はレメルソンの特許権を侵害しているという主張はしたものの、具体的にどの部品が、どの装置がどういう形でそれを侵害しているかということについては明言してこなかった。「自分達は15件も特許を持っている。君達のやってることに対して少なくとも1つの特許は侵害しているはずだ。あるいはもしかしたらいくつかの特許を侵害しているに違いない」という脅迫的に不安をつのらせるという戦略を用いてきたといわれる。

(3) 訴訟対象520社

コグネックスの審理とは直接関係はないが、この4月にレメルソンは新しい会社、438企業を対象に訴訟を起こした。さらに6月には、この438社に加えて新たな会社を追加して、訴訟対象となっている企業は520社にのぼっている。

この時期になぜこのような動きに出たかということに関しては、コグネックスに有利な複数の判

断が示されたことにより、おそらくレメルソン側としては、早く和解金を手にしたいと考えたのであろうという観測が一般的である。そして、今後ライセンス料の支払いを拒む企業が増えることを懸念しているのではないと思われる。

(4) 怠慢罪

コグネックスは、これまでのレメルソン側の意図的なプロセスの引き延ばしについて、ラッチーズ（怠慢罪）という法的な議論を提起した。判事は、この怠慢罪を今回適用させるということは適切ではないと、コグネックスの主張を退けた。この根拠となったのはフォードの訴訟で、ラッチーズという考え方に根拠がないということで退けたという前例があったからだ。しかし、コグネックスはこの判断に対して控訴する旨を伝え、上級裁に怠慢罪についての判断を仰ぐということが、4月24日に認められた。

9月1日、このコグネックスの控訴は、十分な根拠があるとして取り上げられることが決まりました。もしこれが上訴裁できちんと言いが通って、怠慢罪が適応されるということになると、今回の訴訟が非常に早く進むことになるというプロセス上重要な意味を持つ。もちろんレメルソン側としては、上訴裁で取り上げないようにと執拗に反撃したことはいうまでもない。

(5) プレポジショニング

7月24日、コグネックスは技術に関するひとつの申し立てをした。レメルソンの特許の要件の明確化である。通常検査は、実際に生産されてきた製品がきちんとしているかどうか検査する。レメルソンの特許はプレポジションといって、最初にポジションを決めておく必要がある。テストのスクリーンが始まる前に、たとえばある点(A)ならばこの点Aに置かなければならないという要件があると主張した。一方、コグネックスの技術・製品は、このようなプレポジショニング、つまり検査をスタートする前にきちんと位置を決めなければいけないということが必要としない。したがって、レメルソンの持っている特許のうち、事前に位置決めを必要とするものについては、まったくその権

利は侵害してないと主張しているわけである。もともとの1954年に出願の特許は、この位置決め、プレポジショニングを前提要件としている。しかしながら問題はその後、レメルソンは実際に市場の動きを見て、マシンビジョンが実際に形になりつつあるのを見てから出した特許については、そういうプレポジショニング、位置決めというものは要求していない。これが認められれば、今レメルソンが持っている特許の多くは、無効になるという可能性が出てくるのである。

(6) 宣誓証言

8月以降、宣誓証言がはじまった。レメルソン側の弁護士が、コグネックス側の専門家にいろいろと問いただすという非常に重要な審理である。この証言が終わり、10月12日には、コグネックスが申し立てていた「具体的な特許侵害の態様」について、ようやくレメルソン側からの提示があった。この段階の進捗状況は、準備段階として、法的な側面あるいは技術な側面からいろいろと準備が進められており、この後9ヶ月から1年で提示されたものを受けて、判事が重大な決定を出していく過程と理解していい。

2. 今後の審理の予測

7月24日に出したプレポジショニングについての判断が2001年の3月に出てくるという。これとほぼ同じタイミングで、上訴裁での怠慢罪についての口頭弁論、口頭陳述が始まる。この時点の判断のいずれかでも、コグネックスにとって有利ということになると、今後この裁判を続けた場合レメルソン側が敗訴する可能性は非常にたかくなるという。

3月、5月に重大な決定が行われる。6月から初夏にかけて、マークマンヒアリングが行われる。これは特別なプロセスで、いろいろと行われてきた申し立てについての解釈を一致させるという比較的新しいプロセスである。実際に本審理が始まる前に、具体的な特許に関する申し立て、その解釈に意見のずれがあると、本審理に入りそれを陪審員の前で長々と行ったのでは、審理が何年かかるかわからない。実際の本格的な審理の前に、解釈

について意見を一致させるというもの。12月ぐらいまではその最終レベルが終わって、2002年の前半に本審理の公判が開かれることになると予測されている。

3. 当事者としての立場から

編集部：一般的にこれまでの審理をどのように見えていますか。

Steir： これまでもレメルソン側は、審理を阻止したり遅らせたりと妨害しようとしてきました。審理日程も3~4年ではなくて、われわれの主張通り15ヶ月との判断に導けたことは、コグネックスが今勝利をおさめるつつあると思います。そういう意味からも今後の展開については、楽観視しています。そのことを裏返せば、レメルソン側は非常に焦っていると思います。

宣誓証言の段階で、我々の創設者の1人でもあり、我々の製品というものを作り上げていったビル・シルバーが、3日間レメルソン側のいろいろなテクニカルな質問に答え続けてきました。そういう過程の中でレメルソン側も、我々が非常に物事をよく知っていると、我々が賢いということを感じたようです。テクニカルに見ても彼らが主張しているものと、我々の製品とは非常に違うということをかかなりわかってきたように思います。

1ヶ月程前ぐら、「コグネックスはレメルソンと和解するそうじゃないか」と電話が弁護士とかカスタマーからかかってきました。しかし実際はそんなことはありません。和解についての話し合いなど何もしていません。このことはわれわれのニューズレターの中でも、そういう噂があるが真実ではありませんと言明しています。レメルソン側は訴訟を起こして訴えてる会社からなんとか和解金を取ろうとして、コグネックスも和解するんですよということを、どうもほのめかしているようです。レメルソン側がいろいろ話を持っていったところも、コグネックスは和解するんだよということをどうも吹聴して、そこからなんとか和解金をなるべく早

めに取ろうとしているらしい。しかしそういう形で相手を混乱させるという動きがありますけれども、そういう噂はまったく根拠のないものです。ですからかなりあせって、あがいているなという感じがします。

編集部： 本裁判は、2002年ということですが、本裁判になると審理は早く進むのですか。

Steir： 実際のその審理が始まれば、比較的短し、比較的イージーだと思います。ただそれがどのくらい短いかというのは、3月の判断と5月の判断がどのような形で出るかというところによるとと思います。例えば3月の判断でプレポジショニングということを我々は必要としていないから無効だという主張が通れば、今、特許15件で300から400のクレーム件数ですが、それが2つぐらいの特許権に対して15件ぐらいと大幅に少なくなります。そうすると非常にその後は早く進むと思います。しかし、それが我々の言うことが認められずに、15件の特許権についてすべてが本審理の方に持ち込まれるということになると、もっと長く4ヶ月とか5ヶ月とかかかるかも知れません。もしここで3月の時点で我々が言うことが認められなかったとしても、この同じ根拠を本審理の時にもう1回出すことはできます。ですから、ここで認められなかったとしても、こちらの方で何か失ってしまってもう取り返しがつかないということではないわけです。

編集部： プレポジジョンについて、補足していただけますか。

Steir： このプレポジショニング、位置決めというのは単純ではなくて、いろいろな要素が入っています。レメルソン側が言っていることはスタンダード、標準のモデルとテストされる物、それがスキャンされる時にはまったく同一の位置、それからまったく同じ固定的な距離、そしてまったく同じ方向に置いてからスキャンをするべきだと言っています。特許という時には、その明細書があるわけです。それとクレ

ームというものもあります。それぞれのクレームというのはいくつかあっても、それが明細書に基づいたものでなければいけません。その明細書はこの発明にとって、非常に重要であると言っている。そのテストされる物とその標準の比較される物、それがまったく同じ場所であればいけないので、カメラと物との距離というのは一定でなければいけないということを言っている。ですから、カメラとこの物の距離というのがまったく同じでなければいけない。しかし、クレームの方には、そして特に継続の申請の方には、プレポジショニングということを彼らの都合が良いように削除してあります。それは盛り込まれていません。クレームの多くは将来的な特許の出願、継続的な出願の方に関連しています。ですのでレメルソン側はこのプレポジショニングという言葉、ほとんどのマシンビジョンあるいはバーコードからは削除してあります。このクレームはこの特許の中に盛り込まれていないものさえもカバーしてしまうわけです。もともとの特許ということの中にはプレポジショニングを要件として入っていた。しかしそれは抜けているということで、このパテントの中にきちんと記述されていない発明までも含んでしまうことになる。だからもともとの明細書に入っていたプレポジショニングというものが含まれてないクレームというものは、無効であると主張しているのです。

編集部： 日本の画像処理のユーザに対して一言お願いします。

Steir： Automating Imaging Association (AIA) というアメリカのマシンビジョンの業界団体でも、この訴訟に関する詳細な記事を発表しました。会員向けの教育的な活動として、起こされたものですが、もしあなたの企業がレメルソンから特許料の支払いを要求されていたら、すぐに結論出してはいけません。我々の審理の経緯を見ていただきながら、じっくりと判断されることを熱望いたします。我々は、この裁判に勝利することを確信しています。